

立地適正化計画策定業務委託

及び

新都市計画マスタープラン策定業務委託

企画提案（プロポーザル）実施要項

平成28年4月

市原市

## 1 業務の趣旨

今後、人口減少・少子高齢社会の進展や都市の低密度化に伴う都市機能の低下、公共施設の維持更新費用の増大が懸念される中、厳しい財政状況下にあっても持続可能な都市経営を可能にするため、市原市都市計画マスタープラン（以下「現行プラン」という。）に掲げる集約型都市構造（コンパクトシティ）の形成を一層推進する必要があるが、同マスタープランは平成27年をもって計画期間を終了した。

本業務では、現在策定中の新市原市総合計画に掲げる将来都市像の実現に向け、新市原市都市計画マスタープランを策定するとともに、コンパクトシティの形成を一層推進するため、立地適正化計画作成の手引き（国土交通省都市局都市計画課）等を参考に都市再生特別措置法第81条第1項に規定する立地適正化計画を策定することを目的とする。

## 2 業務の概要

### (1) 業務名

- ① 立地適正化計画策定業務委託
- ② 新都市計画マスタープラン策定業務委託

### (2) 委託期間

- ① 契約日（平成28年6月下旬）～平成29年3月24日
- ② 契約日（平成28年6月下旬）～平成30年3月26日

### (3) 業務内容

- ① 別紙「立地適正化計画策定業務委託 特記仕様書（案）」のとおり
- ② 別紙「新都市計画マスタープラン策定業務委託 特記仕様書（案）」のとおり

### (4) 契約上限額

- ① 8,953,200円（消費税及び地方消費税を含む。）
- ② 8,996,400円（消費税及び地方消費税を含む。）

## 3 募集要領

### (1) 選定方針

受託候補者の選定は、市原市の職員で構成する「立地適正化計画策定業務委託及び新都市計画マスタープラン策定業務委託公募プロポーザル企画提案審査会」において、業務実績等による客観評価、技術提案書に基づくプレゼンテーション等による技術提案評価、参考見積書の価格評価の審査を実施する。客観評価点、技術提案評価点及び価格評価点の合計点が基準点を超えた提案者の内、最も合計点が高い提案者を受託候補者、次に合計点の高い提案者を次点候補者として選定する。

(2) スケジュール

内 容	日 時
手続き開始の公示 募集要項等の配布	平成 28 年 4 月 25 日 (月) から
質疑の受付締切	平成 28 年 5 月 9 日 (月) 午後 5 時まで
質疑への回答	平成 28 年 5 月 12 日 (木)
参加表明書の提出期間	平成 28 年 5 月 16 日 (月) 午後 5 時まで
企画提案書作成者の選定	平成 28 年 5 月 19 日 (木) 通知
企画提案書等の提出期間	平成 28 年 5 月 26 日 (木) 午後 5 時まで
審査会 (提案者プレゼンテーション)	平成 28 年 6 月 3 日 (金)
特定・非特定通知書の送付	平成 28 年 6 月 9 日 (木)
受託候補者及び審査経過の公表	平成 28 年 6 月 16 日 (木)
契約予定日	平成 28 年 6 月 23 日 (木)

(3) 審査会等の構成

- ① 審査会 市職員 8 名
- ② 事務局 市原市 都市部 都市計画課 計画係  
住所 〒290-8501 千葉県市原市国分寺台中央 1 - 1 - 1  
TEL 0436-22-1111 内線 2813  
FAX 0436-21-1478  
e-mail [toshikeikaku@city.ichihara.chiba.jp](mailto:toshikeikaku@city.ichihara.chiba.jp)

(4) 参加資格要件

本募集による受託者の選定に参加することができる者は、次に掲げる要件をいずれも満たす者とする。

- ① 「市原市建設コンサルタント等企画提案 (プロポーザル) 方式及び設計競技方式実施要綱」第 5 条に該当する者
- ② 平成 28・29 年度「市原市入札参加資格者名簿 (測量・コンサルタント部門)」に登録されている者
- ③ 地方自治法施行令 (昭和 22 年政令第 16 号) 第 167 条の 4 の規定に該当しない者
- ④ 市原市が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱に基づく排除措置を募集開始の日から参加表明書提出締切日までの間に受けていない者

(5) 業務実施上の条件

業務の実施に当たっては、次に掲げる要件をいずれも満たすものとする。

① 受注者は、業務の全部又は主たる部分を第三者に委託してはならない。

② 配置予定技術者

主任技術者、照査技術者及び担当技術者を配置することとし、主任技術者及び照査技術者は次のいずれかの資格を有する者とする。

ア 技術士（建設部門：都市及び地方計画）

イ RCCM（都市計画及び地方計画部門）

主任技術者及び主たる担当技術者は、平成28年5月16日現在の手持ち業務量について、次に掲げる要件を満たす者とする。

ア 主任技術者：（500万円以上の）業務が5件未満である者

イ 主たる担当技術者：（500万円以上の）業務が3件未満である者

#### 4 応募手続

(1) 参加表明書等の提出

技術提案書の提出を希望する者は、以下の要領で提出すること。

① 受付期間

平成28年4月25日（月）から平成28年5月16日（月）午後5時まで（必着）

② 受付場所

事務局（市原市都市部都市計画課計画係）

③ 提出方法

受付場所まで持参又は郵送すること。

④ 提出書類及び提出部数

ア 参加表明書【様式1】 1部

イ 配置予定技術者の配置計画（任意様式） 2部

ウ 予定技術者申告書【様式2】 各2部

主任技術者、照査技術者及び主たる担当技術者についてそれぞれ作成することとし、技術者の資格を証明する資料（資格証の写し等）を添付すること。

エ 誓約書【様式3】 1部

(2) 募集要項等に関する質疑の受付及び回答

① 受付期間

平成28年4月25日（月）から平成28年5月9日（月）午後5時まで（必着）

② 受付場所

事務局（市原市都市部都市計画課計画係）

③ 提出方法

質問票【様式4】に記入し、電子メールにて受付期間内に事務局へ送付すること。

電子メール以外での質問の受付は行わない。

④ 質疑に対する回答

質疑に対する回答は、一括して取りまとめ平成28年5月12日（木）にウェブサイトに公開する。回答内容は、本要項及び関係する仕様書類の追加、修正として取り扱う。

(3) 提出書類の作成上の留意事項

① 参加表明書【様式1】

代表者印を押印の上提出すること。

② 配置予定技術者の配置計画（任意様式）

- ・ 主任技術者、照査技術者、担当技術者の配置計画について、任意の様式で記載すること。

③ 予定技術者申告書【様式2】

主任技術者、担当技術者及び照査技術者について記載することとし、担当技術者が複数であるときは、主たる担当技術者1名について記載すること。主任技術者が主たる担当技術者を兼務する場合は、その他の担当技術者の内1名について記載すること。

業務実績は、過去10年の同種又は類似業務のうち、平成28年3月31日までに完了したもの（立地適正化計画策定に係る業務については、完了していないものを含めてよいが、その場合には完了していない旨を付記すること。）を5件まで記載すること（件数を評価するものではない。）。

※ 同種業務…立地適正化計画の策定に係る業務、市町村都市計画マスタープランの策定に係る業務

類似業務…都市計画区域マスタープランの策定に係る業務、総合計画の策定に係る業務その他都市計画に関連する総合的な計画等の策定や調査に係る業務

手持ち業務は、平成28年5月16日現在担当している業務について記載すること（完了していない立地適正化計画の策定に係る業務を含む）。

④ 誓約書【様式3】

代表者印を押印の上、提出すること。

本委託契約締結日までに、誓約書の記載事項に反した場合は、失格とする。

⑤ その他の注意事項

ア 使用する言語は日本語とし、通貨及び単位は、日本国通貨、日本の標準時及び計量法に定める単位とする。提出した書類の訂正、追記、返却は認めない。また、要求する内容以外の書類や図面等は受理しない。（(5) 技術提案書の提出についても同様とする。）

イ 参加表明書等についてのヒアリングは、実施しない。ただし、記載内容が不明確で参加資格を確認できない場合には、説明を求めることがある。

ウ 受託候補者として選定された者は「参加表明書等」に記載した配置予定技術者に当該業務を担当させなければならない。ただし、変更がやむを得ないと発注者が認めた場合

については、この限りでない。

#### (4) 参加資格の審査

参加資格の選考結果は、平成28年5月19日（木）までに、参加表明書の提出者に対して、文書により通知する。

なお、参加表明書の提出者が4者を超えた場合には、参加資格要件を確認するとともに、以下の評価基準により審査し、4者程度を選定する。

評価項目	評価の着目点		配点
① 予定技術者の経験 及び業務実施能力 (70点)	(1) 主任技術者	技術者が有する技術者資格及びその専門分野の内容	10
		過去10年間の同種又は類似業務の実績の内容	10
		手持ち業務の件数	5
	(2) 照査技術者	技術者が有する技術者資格及びその専門分野の内容	10
		過去10年間の同種又は類似業務の実績の内容	10
	(3) 担当技術者	技術者が有する技術者資格及びその専門分野の内容	10
		過去10年間の同種又は類似業務の実績の内容	10
		手持ち業務の件数	5

#### (5) 技術提案書等の提出

##### ① 提出書類

参加資格を得た者（以下「提案者」という。）は、次に掲げる書類を提出すること。

##### ア 技術提案書

- ・ 鑑文【様式5】 1部
- ・ 業務実施方針及び手法（【様式6】を参考に自由記載） 10部

イ 工程表【様式7】 10部

ウ 参考見積書（様式自由） 1部

（見積の内訳書） 10部

##### ② 提出期限

平成28年5月26日（木）午後5時まで

### ③ 技術提案書等の作成の注意事項

#### ア 技術提案書

(鑑文)

- ・ 代表者印を押印の上提出すること。
- ・ 参加要請書において通知した技術提案番号を記載すること。

(業務実施方針及び手法)

- a) A4判縦置き・横書きで5枚以内(両面印刷可)で記載すること。
- b) 文字の大きさは、原則として10.5ポイント以上とすること。
- c) 次に掲げる事項については、必ず記載すること。
  - ・ 上位計画、関連計画との連携に関する手法
  - ・ 都市計画マスタープランと立地適正化計画の連携に関する手法
  - ・ 地域公共交通施策との連携に関する手法
  - ・ 住民意見の聴取、反映手法
  - ・ 施策の評価指標の設定手法
- d) 提案者を特定することができる内容の記述(商号や実績に係る業務名、発注者の名称など)は行わないこと(プレゼンテーションにおいても同様とする。)
- e) 2枚以上となるときは、ホチキス止め9部、クリップ止め1部とすること。以下、10部と指定した書類については同様とする。

#### イ 工程表

- a) 【様式7】を基本に作成すること。提案の内容に応じ、項目の追加、修正をして差し支えない。
- b) A3判を片袖折りにして提出すること。

#### ウ 参考見積書

見積の内訳書には、技術提案番号及び各工程における人工を記載し、提案者を特定できる事項は記載しないこと。

#### エ 技術提案書等の提出期限後の差替え、追加等は一切認めない。

### ④ 技術提案評価基準

技術提案の評価基準は、別表に示すとおりとする。

### ⑤ プレゼンテーション及びヒアリング

審査は、④の基準により行うものとし、提案者によるプレゼンテーション及びヒアリング(以下「プレゼン等」という。)の実施方法は以下のとおりとする。

ア プレゼン等への出席者は、本業務を担当する主任技術者を含む3名以内とする。

イ プレゼン等の日程は、平成28年6月3日(金)午後を予定しており、開始予定時刻

については個別に通知する。

ウ プレゼン等は、提案者が提出した技術提案書等の記載内容をパワーポイント等にて表現したもののみとし、新たな内容の資料提示は認めない。スライド用のパソコンは持参すること。プロジェクタ及びスクリーンは市で用意する。

エ プレゼンテーションの持ち時間は20分、その後、審査委員からのヒアリングを10分程度行う予定である。

オ プレゼンテーションの資料やスライド中には、提案者の名称等が分かるような表示をしないこと。質疑応答においても同様の表現をしないこと。

#### ⑥ 審査方法及び結果の通知

④の基準による審査を実施し、合計点が基準点(1,104点)を超え、かつ、別表に掲げる各評価項目において基準評価値を下回るものがなかった提案者の内、合計点が最も高い提案者を受託候補者、次に高い提案者を次点候補者として選定する。同点の場合は、その内「業務実施方針及び手法」に係る評価の最も高い提案者、当該評価も同点の場合は、その内参考見積価格の最も低い提案者を上位とする。

受託候補者、次点候補者及び選定されなかった提案者に対しては、審査の結果を書面にて通知する。

## 5 契約等

### (1) 業務委託契約

#### ① 契約の締結

本業務の受託候補者として選定された者と見積合わせ等の契約手続を行う。ただし、この者が参加表明書の提出から契約締結までの間に指名停止の措置を受けた場合その他契約の締結が不相当と認められる事実があった場合は、その者との契約の締結を行わず、次点候補者を契約交渉の相手方とする。

#### ② 契約に係る業務内容

契約に係る業務は、別途仕様書案に定める内容とする。なお、契約締結の際にプロポーザルの内容に即して仕様書の変更を行う場合もありうるが、提案が必ず設計金額に反映されるものではない。

### (2) 提出書類の取扱いについて

提出した資料が市原市情報公開条例に基づく開示請求の対象となった場合は、提案者の意見を聴いた上で開示の可否等を決定する。



別表（４(５)④関係） 技術提案評価基準

評価項目	内容		配点	基準 評価値
1. 予定技術者の 経験及び業務実 施能力 (70点)	(1) 主 任技術者	技術者が有する技術者資格及びその専 門分野の内容	10	6
		過去10年間の同種又は類似業務の実 績の内容	10	6
		手持ち業務の件数	5	3
	(2) 照 査技術者	技術者が有する技術者資格及びその専 門分野の内容	10	6
		過去10年間の同種又は類似業務の実 績の内容	10	6
	(3) 担 当技術者	技術者が有する技術者資格及びその専 門分野の内容	10	-
		過去10年間の同種又は類似業務の実 績の内容	10	6
		手持ち業務の件数	5	3
	2. 業務実施方針 及び手法 (100点)	(1) 業務内容の理解度		15
(内訳) 市の現況の習熟度		10	6	
業務に対する理解度		5	3	
(2) 業務実施方針の妥当性		25	—	
(内訳) 提案の的確性		10	6	
提案の独創性		5	3	
提案の実現性		10	6	
(3) 業務実施手法の妥当性		60	—	
(内訳) 上位計画、関連計画との連携に関する手法		10	4	
都市計画マスタープランと立地適正化計 画の連携に関する手法		10	4	
地域公共交通施策との連携に関する手法		10	4	
住民意見の反映手法		10	4	
施策の評価指標の設定手法		10	4	
工程計画の妥当性		5	3	
技術者の配置計画の妥当性		5	5	
3. 企画提案書及 びプレゼンテー ション (20点)	(1) 企画提案書の見やすさ・分かりやすさ		10	6
	(2) プレゼンテーションの分かりやすさ		5	3
	(3) 業務に対する取組意欲		5	3
4. 参考見積と技 術提案内容との 関係 (10点)	参考見積に対する技術提案内容の高度さ		10	6
合計			200	

注1 上記は審査員1人当たりの配点である。

注2 「1. 予定技術者の経験及び業務実施能力」については、提出書類から客観的に行った採点を、審査員共通の採点とする。

注3 「基準評価値」は、各項目における最低基準を示したものであり、その合計の8倍は、4(5)⑥に掲げる合計点の基準点とは一致しない。